

EPCは、諸国に比べて厳格な新規事項追加の制限規定があると言われていいます。また新規事項追加の制限が厳格なために出願が拒絶、異議がなされやすいと言われることもあります。上記を考慮して、EPC経由ではなく、ドイツ、フランス、イギリスへ直接出願することを考える方もいると聞きます。ご存知のように補正、訂正をする際、EPCルートの場合はEPCの規定、ドイツ、フランス、イギリスに直接出願する場合は各国の規定に従う必要があります。そこでEPC、ドイツ、フランス、イギリス、および日本における補正時あるいは訂正時に考慮すると思われる各規定を下表にまとめました。条文の一部を抜き取ることで誤解が生じる表現があるかもしれません。そのため正確には各制度の条文を各自、ご確認していただくようお願いいたします。墨色部分は日本の規定に似ていると思われる部分です。下線は比較的他の規定と相違すると思われる部分です。なお墨色、下線は作成者の主観が入っていますので、ご留意のほどお願いいたします。

	日本	欧州	ドイツ	フランス	イギリス
補正の できる時 期	特許出願人は、特許をすべき旨の査定の際の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。(特17条の2(1))	(1) 欧州調査報告を受け取る前においては、別段の定めがある場合を除き、出願人は、欧州特許出願の明細書、クレーム又は図面を補正することができない。 (2) 規則70a(1)若しくは(2)又は規則161(1)に基づく欧州特許庁による連絡に回答してなされる意見、訂正又は補正と同時に、出願人はその意思により、明細書、クレーム及び図面を補正することができる。(規則137)	特許を付与すべき旨の決定が行われるときまでは、補正することができる。(38条)	文献調査が開始されるまでは、出願人は、新たなクレームを提出することができる。(L612-13)	出願による特許の付与前はいつでも、出願人は、所定の条件に従い、自己の発意をもって出願を補正することができる。(19条)
新規事項の追加	補正は、最初の明細書等に記載した事項の範囲内において許される。(特17条の2(3))	欧州特許出願又は欧州特許は、出願時における出願内容を超越する対象を含めるように補正してはならない。(123(2))	出願の内容は、出願の対象の範囲を拡大しないことを条件として、補正することができる。(38条)	最初に提出した出願の範囲を超越する補正は許されない。(マニュアル中「補正及び訂正」)	特許出願は、出願時の特許出願に開示されていた事項を超越する事項を開示してはならない。(76(1)(b))
	最初の明細書に記載された事項には「自明な事項」が含まれる。(審査基準III.1.3.1)	第123条(2)に基づき、当該技術の熟練者にとって出願書類に明記されている事項の黙示的特徴を参酌して、出願時の発明から直接かつ明瞭に引き出すことのできない欧州出願の主題を追加することは許されない。(審査便覧H IV 2.3)			
		「黙示の開示」という言葉は、出願時の出願に明記されていることの明確かつ明瞭な帰結にすぎない。出願書類の明示の開示により明確かつ明瞭に示唆されていることが何であるかを判断する際には、共通の一般的知識が参酌されなければならないが、共通の一般的知識に照らして、何が自明であるとされ得るのかの問題は、その書類の開示が必ず示唆するものの評価には関連がない(T 823/96)。(審査便覧H IV 2.3)			
発明の 単一性	二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。(37条)	欧州特許出願は、1の発明又は単一の包括的発明概念を形成するように関連している一群の発明についてのみ行う。(82)	出願は、1の発明又は単一の包括的発明概念を形成するように関連している一群の発明のみを含むことができる。(34条(5))	特許出願は、1の発明のみ又は単一の包括的発明概念を形成するように関連付けられている一群の発明を対象としなければならない。(L612-4)	1の発明又は単一の発明概念を構成するように関連付けられた一群の発明に関するものでなければならない(14条(2)(b))。
	二以上の発明は同一の又は対応する特別な技術特徴を有する必要がある。(施行規則25条の8)	一群の発明が同一の欧州特許出願中においてクレームされている場合は、第82条に基づく発明の単一性の要件は、これら発明の間に1又は2以上の同一の又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的関係があるときに限り、満たされる。「特別な技術的特徴」という表現は、クレームされた各発明が全体として先行技術に対して行う貢献を明示する技術的特徴を意味する。(規則44(1))		特許出願は、出願の主題を考慮して当該主題を単一のクレームで取り扱うのが適切でない場合は、同一の発明範疇(製品、方法、装置又は用途)の属する2以上の独立したクレームを含むことができる。(規則612-18) 規則612-19 (1) ある製品に係る独立のクレーム、特に当該製品の製造のための方法に係る独立のクレーム、及び当該製品の用途に係る独立のクレーム (2) ある方法に係る独立のクレーム、及び特に当該方法を実施するための装置又は手段に係る独立のクレーム (3) ある製品に係る独立のクレーム、特に当該製品の製造のための方法に係る独立のクレーム、及び特に当該方法を実施するための装置又は手段に係る独立のクレーム	法律の適用上、2以上の発明は、それらの発明の間に1又は複数の同一の又は相応する特別な技術的特徴を含む技術的関係があるときは、単一の発明概念を形成するように関連しているものとして取り扱われる(規則16(1))。「特別な技術的特徴」とは、クレームに記載された各発明が全体として先行技術を越えてなす貢献を明確にする技術的特徴をいう(規則16(2))。
その他	特許性を審査した全ての発明は、補正前の請求項と補正後の請求項が全体として発明の単一性が必要である。(特17条の2(4))	補正クレームは、当初にクレームされていた発明又は単一の包括的発明概念を形成する一群の発明と関連していない未調査の主題を対象とすることができず、規則62a又は規則63に従って調査されていない主題を対象とすることもできない。(規則137(5))	審査請求が提出されるまでは、明白な誤りの訂正、審査課によって指摘された不備の除去又はクレームの補正のみが容認される。(38条)	審査により不備が発見された場合は、発見された不備の是正に必要とされる限りにおいてのみ、明細書、クレーム又は図面を補正することができる。(R612-37)	
クレーム数 による出 願、審査 費用	審査請求費用、年金は請求項の数に依存する。	15を超えるクレームを含む欧州特許出願は、16番目及びそれ以後のクレームに関して、手数料に関する規則に定めるクレーム手数料の納付を発生させる(規則45(1))。16-50の各クレーム235EUR、51以降の各クレーム580。	10を超える各クレームの追加手数料20EUR	10を超えるクレームの追加手数料40EUR	クレームの追加手数料無し
特許許可 後の明細書 の補正 または 訂正	特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。(特126条)	欧州特許は、保護を拡張するように補正してはならない。(123(3)) 異議理由に基づき補正する場合には、その理由を異議申立人が主張していない場合であっても、明細書、クレーム及び図面を補正することができる。(規則80)。 特許所有者から請求があったときは、欧州特許は、取り消すことができ又はクレームの補正によって限定することができる。(105a(1))	特許が、減縮された範囲で維持される場合は、特許明細書は、それに応じた補正がなされなければならない。(61条(4))	特許を取り消す旨の判決によってクレームが部分的に取り消されるときは、特許所有者は、判決の主文に従ったクレームの補正をするために、工業所有権庁に事件を差し戻される。(L613-27)	長官は、特許所有者の申請により、自己の適切と認める条件を付けて、その特許明細書を補正することを許可することができる(27条(1))。 裁判所又は長官における特許の有効性が争点とされ得る手続において、裁判所又は長官は、条件の下に補正をすることを当該特許所有者に許可することができる。(75条(1))。
逃げられない わなに対する 規定	逃げられないわなが存在する。 特許請求の範囲等の訂正は、願書に添付した明細書等に記載した事項の範囲内においてしなければならない(126条5項)。 特許請求の範囲等の訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであってはならない(126条6項)。	欧州特許の対象が出願時の出願内容を超越してはいけない。(138(c)) 欧州特許によって付与された保護が拡張されてはいけない。(138(d))	次の事由が発生したときは、特許は取り消される。特許の対象が、出願に係る権限を有する官庁に最初になされた形での出願の内容を超越していること。(21条(1)4) 特許の保護範囲が拡張されている場合において、訴え(第81条)があったときは、特許の無効が宣言される。(22条(1)) 22条1項は、無効理由だが、審査段階において追加された新規事項の削除には適用されない。(ドイツ連邦特許裁判所39.34)	その対象が出願時の対象を超越して拡張されているとき、又は分割出願に基づいて特許が付与されたものについては、先の出願の出願時における対象を超越して拡張されているとき取消の理由が特許の一部のみに影響を及ぼす場合は、その取消は、それに対応するクレームの減縮の形で宣告される。(L613-25)	特許明細書の補正は、それが、 (a) その明細書中に追加事項を開示する結果となる場合、又は (b) その特許により付与される保護範囲を拡張する場合は、行うことはできない。(76(3))